

2018年度 事業計画書

2018年9月1日から2019年8月31日まで

特定非営利活動法人 消費者スマイル基金

1 事業実施の方針

2017年度に引き続き、全国19の適格消費者団体・特定適格消費者団体が担う消費者団体訴訟制度に係る消費者被害拡大防止、被害回復などの活動を円滑に進めるための財政支援を行うことで、公正な市場の形成と消費者市民社会の推進に貢献します。また、当初の事業対象である4分野への助成を実現するために、効果的な広報や幅広い人材の支援を得て、確実な資金確保をめざします。そのために、認定NPO法人格の取得を申請する予定です。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定期	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	事業費の予定期額(千円)
(1) 各種消費者被害の拡大防止のために、不当な約款・不当な勧誘行為等の差止請求権を行使する団体への助成	助成応募団体からの申請に基づき理事会にて助成事案の検討を行い、実施する。	春・秋年2回を予定	千代田区主婦会館プラザエフ	各会議毎5名から10名	全国の消費者不特定多数	2532 ※ (1500)
(2) 各種消費者被害の回復・防止のために、消費者裁判手続特例法を行使する団体への助成	助成応募団体からの申請に基づき理事会にて助成事案の検討を行い、実施する。	春・秋年2回を予定	千代田区主婦会館プラザエフ	各会議毎5名から10名	全国の消費者不特定多数	532
(3) 各種消費者被害の相談業務を行っている団体への助成	助成応募団体からの申請に基づき理事会にて助成事案の検討を行い、実施する。	春・秋年2回を予定	千代田区主婦会館プラザエフ	各会議毎5名から10名	全国の消費者不特定多数	1532 ※ (500)
(4) 消費者団体による消費者に係る裁判外紛争解決手続への助成	助成応募団体からの申請に基づき理事会にて助成事案の検討を行い、実施する。	春・秋年2回を予定	千代田区主婦会館プラザエフ	各会議毎5名から10名	全国の消費者不特定多数	0
(5) 消費者被害や消費者政策に関する情報提供や消費者教育、啓発事業	シンポジウムの開催 他団体との協賛	年1回程度の開催を目安	千代田区主婦会館プラザエフ	5名程度	全国の消費者100名程度	346

※印は、事業費予定期額のうちの2017年度特定資産計上分です。